

令和 6 年度

瀬戸内市一般会計、特別会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

令和7年8月

瀬戸内市監査委員

本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された令和6年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和6年度の瀬戸内市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和7年8月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

同 河 本 裕 志

目 次

	ページ
第 1 基準に準拠している旨	1
第 2 審査の種類	1
第 3 審査の対象	1
第 4 審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5 審査の実施場所及び日程	2
第 6 報告等の表現方法	2
第 7 審査の結果及び意見	2
1 審査の結果	2
2 意見	3
(1) 総括意見	3
ア 意見の背景	3
イ 意見	4
(2) 個別意見	6
ア 決算書の表示が適正でないもの	6
(1) 財産に関する調書の表示が適正でないもの	6
イ 予算の執行等が適正でないもの	8
(1) 支出負担行為を行っているにもかかわらず、支出を行っていないもの・・・	8
(2) 支出負担行為に係る事務が適正に執行されていないもの	9
(3) 資金前渡金精算書が送付されないまま、決算書を調製したもの・・・	12
(4) 補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、旅費の上限 額を交付していたもの・・・	13
(5) 年度末までに履行確認を行わず、確定日と異なる日付に遡及して確定通 知書を作成し、補助金の精算及び支出の年度を誤っていたもの	14
ウ 有効性、効率性の観点から検討する必要があると認められるもの	15
(1) 交付確定後の補助金の再確定にあたり、日付を遡及して確定した上で、 実際の修正報告書の提出日に準じて補助金の戻入をしたもの・・・	15
3 決算の概要	16

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」・・・・・・・・・・ 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・ 該当数値はあるが、表示単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・ 負数

- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、瀬戸内市を表示していない。

(例) 瀬戸内市会計規則（平成16年瀬戸内市規則第46号）

→瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号）

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和6年度瀬戸内市一般会計

令和6年度瀬戸内市国民健康保険特別会計

令和6年度瀬戸内市国民健康保険診療施設裳掛診療所特別会計

令和6年度瀬戸内市介護保険特別会計

令和6年度瀬戸内市後期高齢者医療特別会計

令和6年度瀬戸内市土地開発事業特別会計

令和6年度瀬戸内市企業団地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、令和6年度に係る基金の運用の状況を示す書類

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和6年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類について審査した。審査にあたっては、①決算計数の正確性、②予算執行の適正性かつ効率性、③財産の取得、管理及び処分、④資金管理及び運用の適正性かつ効率性などに主眼を置き、関係各部署から提出された決算に係る資料と照合することなどの方法により、書類の計数等について、審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、予算の執行状況について、予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査するとともに、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。関係書類の審査については、虚偽表示等のリスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により審査を実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：瀬戸内市役所（瀬戸内市邑久町尾張300番地1）

日程：令和7年6月30日から同年8月21日まで

第6 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第7 審査の結果及び意見

1 審査の結果

（1）各会計歳入歳出決算

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、前記の着眼点及び主な実施内容により審査した限りにおいて、いずれも関係法令に基づき調製等されており、重要な点において、おおむね適正に表示しているものと認められた。なお、予算の執行については、個別意見に記載したように一部に是正、改善すべき事項が認められた。

（2）財産に関する調書

審査に付された財産に関する調書は、おおむね適正に表示されているものと認められた。

（3）基金の運用状況

基金の運用の状況を示す書類は証書類と符合し適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用もおおむね適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 総括意見

ア 意見の背景

瀬戸内市の令和6年度決算は、一般会計及び各特別会計を合わせた総額で、歳入計358億585万余円、歳出計349億75万余円となっている。

一般会計については、歳入255億8632万余円、歳出248億4509万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は7億4122万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源である1億1719万余円を差し引いた実質収支は6億2403万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の22.0%を占める市税については、収入済額が56億2839万余円（調定額に対する収入済額の割合96.8%）となっており、令和5年度と比べると2316万余円の減少となっている。また、令和6年度における市税の収入未済額は1億8229万余円となっており、令和2年度以降年々収入未済額が増加しており、令和2年度と比べると4023万余円の増加となっていることから、効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要がある。

一方、歳出については、一般会計の予算現額272億4227万余円に対し、支出済額は248億4509万余円（執行率91.2%）となっており、ここから翌年度への繰越額14億1102万余円を差し引いた9億8615万余円が不用額となっている。令和5年度と比べ増加額が最も大きかった費目は、総務管理費の7億5189万余円であり、その主な要因は、定額減税補足給付金（調整給付）及び応援基金積立金の増加によるものである。

令和6年度における普通会計の財政力指数及び経常収支比率をみると、財政力指数については、0.54となっており、令和5年度と比べ0.01ポイント下回っている。令和2年度以降、悪化の傾向がみられることから、今後も注視していく必要がある。また、経常収支比率については、87.4%で令和5年度と比べ1.5ポイント改善している。財政の硬直化を進行させないため、経常収支比率を悪化させることのないよう、経常経費の動向に注視していく必要がある。

令和6年度の決算審査においては、決算書について、財産に関する調書の表示が適正でないもの、支出負担行為を行っているにもかかわらず、支出を行っていないもの、支出負担行為に係る事務が適正に執行されていないもの、資金前渡金精算書が送付されないまま、決算書を調製したもの、補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、旅費の上限額を交付していたもの、年度末までに履行確認を行わず、確定日と異なる日付に遡及して確定通知書を作成し、補助金の精算及び支出の年度を誤っていたもの、交付確定後の補助金の再

確定にあたり、日付を遡及して確定した上で、実際の修正報告書の提出日に準じて補助金の戻入をしたものが見受けられた。

イ 意見

監査委員は、予算の執行にあたり、法令順守を原則としつつ、市が自ら法令等の範囲内で定めた例規等のルールを守っているかを確認し、意見するものである。

令和6年度における決算審査の結果や個別意見を受けて、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の点に留意し改善することを求める。

令和6年度においては、決算にあたり各部署においてなされるべき基本的な確認が十分になされておらず、その結果、予算の執行が適正でない事例が複数見受けられた。このため、決算書の調製にあたっては、財務会計システムにより、年度内に行うべき事項が適切になされているかの確認を徹底し、会計管理者にあつては各部署から確認後の報告を求めるなど、支出や精算に漏れが生じることがないように、確認方法や内容について再度検討する必要があると認められる。また、近年、毎月の伝票検査等においても、支払の遅延等が散見されているが、「相手方から遅延利息の請求がなければよい」ということではなく、支払の遅延は法令違反であることを認識し、請求を受けた場合は、その内容を確認した上で速やかに支出し、支払遅延や支払漏れ、精算漏れ等がないよう、適切に事務を執行する必要があると認められる。

財産に関する調書（以下「財産調書」という。）については、過去再三にわたり意見をしている状況であるが、今年度も財産の記載漏れや記載誤りが見受けられた。財産調書は、市が市民から託された貴重な財産の現在高等を議会に報告し、市民に対して財産の現況を明らかにするという性格を有するものである。市は、再度職員に対して財産調書の概要及び重要性や記載の基準等を明確にし、財産調書を作成するにあたっては、物品の指導統括を行う会計管理者と財産調書を作成する契約管財課を中心に、全ての部署において財産に関する情報を適切に把握、管理できる体制を整備する必要がある。

支出負担行為を行っているにもかかわらず、支出を行っていないものについては、市に対する信用を著しく低下させる行為であるのみならず、遅延利息の発生や損害賠償請求の対象となるものであることを十分に認識し、今後、支出に漏れの生じることがないように厳重に確認する必要がある。

補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、旅費の上限額を交付していた

ものについては、令和7年2月に公表した令和6年度定期監査及び行政監査結果報告書において同内容について意見したところであるにもかかわらず、旅費の上限額で支出していたことは遺憾である。報告書に記された意見が他部署のものである場合も、自らの部署において同様の状態にあるものがないか、今一度確認の上、業務に活用されることを望むものである。

最後に、令和7年6月に新市長が就任され、瀬戸内市を次のステージに押し上げるため、新たな体制のもと「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」を目指し、市は、高齢化や人口問題をはじめとした諸問題に対応していく必要があるが、職員は法令等や会計事務についての知識を確実に身に付けることにより、ミスや手戻りなく最少の時間で業務を遂行することが可能となる。そのため、業務にあたっては、法令等を確認しながら、適切に事務を執行し、市民のための施策を推進していくことを望むものである。

（２）個別意見

ア 決算書等の表示が適正でないもの

（１）財産に関する調書の表示が適正でないもの（出納室、契約管財課、生活環境課、福祉課、こども家庭課、邑久保育園、総務学務課、長船学校給食調理場）

市は、決算にあたり、地方自治法施行令¹（昭和22年政令第16号）に規定されている財産に関する調書（以下「財産調書」という。）を作成している。

財産調書は、地方自治法施行規則²（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）において様式が規定されており、物品については、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載することとされている。

瀬戸内市物品管理規則³（平成16年規則第52号。以下「管理規則」という。）では、施行規則に規定する財産に関する調書に記載する物品を重要物品というたされ、重要物品は、取得価格又は評価価格が50万円以上の物品であるとされている。また、会計管理者の物品の出納及び保管の事務を補助させるための物品出納員を課に置き、物品出納員は、課の庶務を担当する係長又はこれに準じる職にある者のうちから、課の長が命じるものをもって充てるとされ、物品管理者は、課長をもって充てるとされている。そして、物品管理者及び物品出納員は、重要物品の会計年度末における現在高等の状況について、翌年度の5月31日までに会計管理者に報告しなければならないとされている。

そこで、令和6年度の財産調書について審査したところ、重要物品であるにもかかわらず、財産調書中の物品の項目に計上されていないものが3件、重要物品に該当しないにもかかわらず同項目に計上されていたものが3件見受けられた。

したがって、財産調書中の物品の項目に誤った決算年度末現在高等が記載されていることから、令和6年度の財産調書の表示の一部が適正でないと認められる。

なお、財産調書は、監査委員が指摘した事項を修正したものが決算書に付されている。

財産調書は、市の財産の現在高等を議会に報告し、市民に対して市が保有する財産の現況を明らかにするという性格を有するものであり、正確に記載することが極めて重要である。

監査委員は、過去にも、複数年にわたり記載内容に誤りが見受けられ、財産調書の重要性や作成にあたってのルール周知、財産を所有する各部署における確認や調書の作成方法の改善など、財産に関する情報の把握及び管理体制について意見を述べてきたところであるが、

¹ 地方自治法施行令第166条第2項

² 地方自治法施行規則第16条の2

³ 瀬戸内市物品管理規則第2条第1項第11号、第8条、第10条、第12条第2項及び第31条第1項

十分な改善がなされていないことから、令和6年度において誤りの見受けられた部署に確認したところ、管理規則に定められた物品出納員を置いていない、あるいは課長が物品出納員を兼務している部署が見受けられ、いずれの部署も、重要物品の会計年度末における現在高等の状況を会計管理者に報告していなかった。

購入した物品が、適正に備品として登録されていることを確認するためには、財務会計システムにおいて備品の購入状況と備品登録の状況を突合する必要があるが、財産調書の取りまとめを行う契約管財課には、これらの確認を行う権限がなく、これらの確認が可能な会計管理者もこれらの物品の出納について検査、確認等を行っていなかった。

このため、財産調書の作成にあたっては、各部署に共通する備品登録の際のルールを定めた上で、これを全職員に対し周知徹底し、財産を所有する各部署においては、責任の所在を明確にする上でも、物品管理者及び物品出納員の選定を行うとともに財務会計システムへの備品登録を適正に行い、会計管理者においては、重要物品の登録状況について検査を実施するなど、市の財産に関する情報を適切に把握、管理できる体制を整備する必要があると認められる。

イ 予算の執行等が適正でないもの

(1) 支出負担行為を行っているにもかかわらず、支出を行っていないもの（福祉課）

地方自治法⁴（昭和22年法律第67号）によると、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている。そして、地方自治法施行令⁵（昭和22年政令第16号）では、歳出の会計年度所属区分について、委託料にあつては、その支出負担行為をした日の属する年度とされている。

そこで、令和6年度に支出負担行為決議がなされたもののうち、全額の支出がなされていないものについて確認したところ、福祉課は、令和6年4月1日付けで契約した瀬戸内市権利擁護センター事業委託料27,652,000円のうち、福祉課負担分5,530,400円中、2期分として支払うこととされていた921,600円について、令和6年度中に支出負担行為決議を行っているにもかかわらず、同年度中に支出を行っていないかった。

したがって、支出負担行為を行った年度と同一の年度中に支出を行わないことは、予算の執行が適正でないと認められる。

⁴ 地方自治法第208条

⁵ 地方自治法施行令第143条第1項第5号

(2) 支出負担行為に係る事務が適正に執行されていないもの（出納室、ダイバーシティ推進室、福祉課、こども家庭課、備前長船刀剣博物館、美術館）

市の歳出事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号。以下「規則」という。）等に基づき行うこととなっている。法⁶では、支出負担行為とは、支出の原因となるべき契約その他の行為とされており、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。そして、規則⁷では、支出負担行為を行うには、支出負担行為の内容を示す書類を添えて、支出負担行為決議書を起票し、支出負担行為として整理する時期に決議しなければならないとされており、支出負担行為として整理する時期及び範囲は、委託料において、時期は契約を締結するとき、範囲は契約金額とされ、負担金補助及び交付金において、時期は交付決定をするとき、範囲は交付決定金額とされ、これらは、支出負担行為を変更する場合において準用するとされている。

そこで、令和6年度の支出負担行為決議書のうち、支出負担行為額と支出命令額との間に差異が生じているもの6件、差額計1,722,867円（表1参照）について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

表1 支出負担行為額と支出命令額に差異があるもの

（単位：円）

所属	件名	支出負担行為額計	支出命令額計	負担残額	差分理由
福祉課	権利擁護センター事業業務委託（福祉課負担分）	5,530,400	4,608,800	921,600	未払
美術館	瀬戸内市立美術館警備保障業務委託料	62,040	59,400	2,640	未払（未請求）
備前長船刀剣博物館	備前長船刀剣博物館トイレ等清掃委託料	608,574	599,283	9,291	変更漏れ
ダイバーシティ推進室	瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金（集落支援員）	1,454,000	1,446,495	7,505	変更漏れ
こども家庭課	令和6年度瀬戸内市障害児保育事業委託料（長船ちとせこども園）	1,584,000	888,000	696,000	変更漏れ
こども家庭課	こどもの食と居場所づくり事業委託業務	1,000,000	914,169	85,831	変更確定漏れ（出納室）
合 計		10,239,014	8,516,147	1,722,867	

⁶ 地方自治法第232条の3

⁷ 瀬戸内市会計規則第41条、第42条及び第44条

<事例1>

福祉課は、令和6年4月1日に契約を締結した、福祉課及びいきいき長寿課により按分して支出を行う令和6年度権利擁護センター事業業務委託料27,652,000円のうち、福祉課の按分額である5,530,400円で支出負担行為決議書を作成せず、そのうちの1期分の支払額とされる4,608,800円で支出負担行為決議書を作成していた。また、支出負担行為決議を行わなかった2期分の支払額とされる921,600円について、令和7年5月に委託事業の決算額が当初契約額を上回ったことを確認したとして、令和7年3月31日に遡及し、支出負担行為決議書を作成していた。さらに、この契約における支出負担行為について、2課の支出負担行為決議書の合計額が、契約金額と一致していることを確認している者はいなかった。

<事例2>

美術館は、瀬戸内市立美術館警備保障業務委託料62,040円について、当初の契約額と相手方からの請求額の総額に差異があったにもかかわらず、支出負担行為額と支出総額が一致しているか否かを確認せず、また、相手方に契約額の変更の有無を確認しないまま、支払が完了したとして、当初の契約額と異なる金額を支出し、年度を終了していた。

<事例3>

備前長船刀剣博物館は、備前長船刀剣博物館トイレ等清掃委託料608,574円について、業務日数の減少に伴い契約金額の変更が生じたにもかかわらず、電話により相手方に連絡を行ったのみで、変更契約及び支出負担行為の変更を行っていなかった。

<事例4>

出納室は、こども家庭課所管のこどもの食と居場所づくり事業委託料1,000,000円について、契約額の減額に伴いこども家庭課が作成した支出負担行為決議書（変更）85,831円の確認を行いながらも財務会計システム上の確定処理を行っておらず、また、こども家庭課は、支出負担行為決議書（変更）作成後、支出負担行為額が変更されているか否かの確認を行ってなかった。

このように、契約や補助金等の交付決定、契約の変更や補助金の交付確定等、支出負担行為又はその変更をすべき事由が生じていたり、当初の支出負担行為決議以降、契約等の変更

の必要や確認すべき事項が生じていたりしていたにもかかわらず、必要な確認や手続きを行わず、支出負担行為又は支出負担行為の変更を適正に行っていないことは規則に反しており、予算の執行等が適正でないと認められる。

なお、美術館については、相手方の請求額に誤りがあったことから、支出負担行為額と支出総額の差額について、書面により、相手方から追加請求は行わない旨の合意がなされていることを確認している。

(3) 資金前渡金精算書が送付されないまま、決算書を調製したもの（出納室、備前長船刀剣博物館）

地方自治法⁸（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、では、普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖するとされ、支出の特例として、資金前渡の方法によって支出をすることができるとされている。また、瀬戸内市会計規則⁹（平成 16 年規則第 46 号。以下「規則」という。）では、資金前渡職員は、前渡資金整理簿を備え、その取扱いに係る収支を記載しなければならないとされ、その管理に係る前渡資金のうち、随時の費用に係る経費については、支払の終わった日から 5 日以内に資金前渡金精算書を作成し、証拠書類を添えて予算執行者に精算の報告をしなければならないとされ、予算執行者は、この報告を受けたときは、その内容を審査し、当該資金前渡金精算書を会計管理者に送付しなければならないとされている。

そこで、令和6年度に資金前渡の方法により支出されたもののうち、未精算となっているものについて確認したところ、備前長船刀剣博物館は、刀剣審査料12,600円について、令和6年8月21日に前渡資金を受領し、同月22日付けで支出していたにもかかわらず、会計管理者に対して資金前渡金精算書を送付していなかった。また、出納室は、資金前渡金精算書の送付を確認せず、精算がなされていない状態で、決算書に記載された支出済額と、実際に支出された額が等しいか否かを確認しないまま決算書の調製を行っていた。さらに、備前長船刀剣博物館においては、前渡資金整理簿も作成されていなかった。

このように、規則に定められた期間内に資金前渡金精算書を作成し、会計管理者に送付していないこと、また、資金前渡金精算書の送付を受けないまま決算書の調製を行っていることは、予算の執行等が適正でないと認められる。

なお、精算がなされていない前渡資金12,600円については、領収書は紛失しているが、支払時に発行された納付済証により同額の支出が適正になされていたことを確認している。

⁸ 地方自治法第 232 条の 5 第 2 項及び第 235 条の 5

⁹ 瀬戸内市会計規則第 63 条及び第 64 条

（４）補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、旅費の上限額を交付していたもの（ダイバーシティ推進室）

瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金交付要綱¹⁰（平成28年告示第43号。以下「交付要綱」という。）では、補助対象経費のうち活動旅費等移動に要する経費の例として、旅費、自家用車を公用利用した場合の燃料代又は活動専用車両の燃料代等が挙げられ、そのうち旅費については、瀬戸内市職員等の旅費に関する条例（平成16年条例第47号。以下「条例」という。）に準じた額を上限とするとされている。

そこで、ダイバーシティ推進室が令和6年度に交付した瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金（以下「活動補助金」という。）1,454,000円について確認したところ、補助事業者である集落支援員から提出された補助金等実績報告書の添付資料に旅費の領収書が添付されておらず、集落支援員が実際に支出した活動旅費等移動に要する経費が不明であるにもかかわらず、旅費の上限とされる条例に準じた額が支払われていた。

したがって、補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、旅費の上限額を交付していることは適正を欠いており、予算の執行等が適正でないと認められる。

なお、令和6年度定期監査及び行政監査結果報告書において、同様の事例により活動補助金の交付にあたり是正する必要がある旨を報告しているところであるが、当該補助金の交付確定時に適正に対応されていなかった。活動補助金の交付対象となる地域おこし協力隊の隊員、集落支援員及び移住推進員を雇用している部署においては、交付要綱を再確認し、適正に予算を執行する必要があると認められる。

¹⁰ 瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金交付要綱第3条

（５）年度末までに履行確認を行わず、確定日と異なる日付に遡及して確定通知書を作成し、補助金の精算及び支出の年度を誤っていたもの（ダイバーシティ推進室）

地方自治法施行令¹¹（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）では、歳出の会計年度所属区分について、補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度とされ、それ以外の経費は、その支出負担行為をした日の属する年度とされている。

また、自治省行政課長通知（昭和38年自治丁行発第93号）では、施行令にある「当該行為の履行があった日」とは、「履行確認の日」とされている。

そこで、ダイバーシティ推進室が令和6年度に交付した瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金（以下「活動補助金」という。）1,446,495円について審査したところ、令和6年4月1日付けで支出負担行為決議し、令和7年3月31日付けで提出のあった活動補助金の実績報告について、同年4月8日付けで履行を確認した上で活動補助金の額を確定したにもかかわらず、活動補助金確定通知書（以下「確定通知書」という。）を3月31日に遡及し、作成していた。そして、この確定通知書により、当該補助金のうち概算払で支出していた令和6年4月から令和7年1月分までの活動補助金の精算を、年度を超えた令和7年4月8日付けで行い、未支払であった令和7年3月分の活動補助金を、履行確認の日の属する年度である令和7年度ではなく、令和6年度で、額確定前の令和7年3月31日付請求書により支出していた。

したがって、補助金額の確定にあたり、年度末までに履行確認を行わず、確定日と異なる日付に遡及して確定通知書を作成し、補助金の精算及び支出の年度を誤っていたことは、予算の執行が適正でないと認められる。

¹¹ 地方自治法施行令第143条第1項第4号及び第5号

ウ 有効性、効率性の観点から検討する必要があると認められるもの

(1) 交付確定後の補助金の再確定にあたり、日付を遡及して確定した上で、実際の修正報告書の提出日に準じて補助金の戻入をしたもの（こども家庭課）

地方自治法施行令¹²（昭和22年政令第16号）では、歳出の会計年度所属区分について、補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するもの以外のものは、その支出負担行為をした日の属する年度とされている。

また、瀬戸内市補助金等交付規則¹³（平成16年規則第44号）では、市長は、実績報告書を受理したときは、当該補助事業等実績報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書により当該補助事業者等に対し通知するものとされている。

そこで、令和6年度に支出のあった補助金について抽出して確認したところ、こども家庭課が令和6年度に交付した放課後児童健全育成事業補助金のうち、一部団体への補助金6,080,202円について、令和7年3月31日付けで当該団体から提出のあった実績報告書を審査し、同日付けで補助金額を6,086,358円として確定（以下「当初確定日」という。）していたが、同年5月16日付けで修正された実績報告書（以下「修正報告書」という。）の提出を受け、補助金の再確定を行うにあたり、令和6年度事業であることを理由に確定日を当初確定日と同日に遡及した上で、再確定後の補助金額については、修正報告書が年度を超えて提出された場合に準じ、追加された25,251円は支出せず、減額された6,156円についてのみ市へ返還することとし、補助金額を6,080,202円として再確定していた。

したがって、同課が補助金を再確定するにあたり、実際に修正報告書の提出を受け審査した日付ではなく、支出負担行為をした日の属する年度である当初確定日に遡及した上で、実際の修正報告書の提出日に準じて補助金の再確定処理を行ったことは事務処理上適切とは言えず、その方法について検討する必要があると認められる。

¹² 地方自治法施行令第143条第1項第5号

¹³ 瀬戸内市補助金等交付規則第18条

3 決算の概要

令和6年度の瀬戸内市一般会計及び各特別会計の決算額は、表2、表3のとおり、歳入計358億585万余円（予算対比93.9%）、歳出計349億75万余円（予算対比91.5%）となっている。

一般会計については、歳入255億8632万余円、歳出248億4509万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、7億4122万余円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源1億1719万余円を差し引いた実質収支は、6億2403万余円となっている。

特別会計については、瀬戸内市国民健康保険特別会計ほか5特別会計の歳入総額は102億1953万余円、歳出総額は100億5566万余円、形式収支は1億6386万余円となっている。令和6年度については、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、形式収支と実質収支が同額となっている。

表2 令和6年度決算の状況

(単位:円)

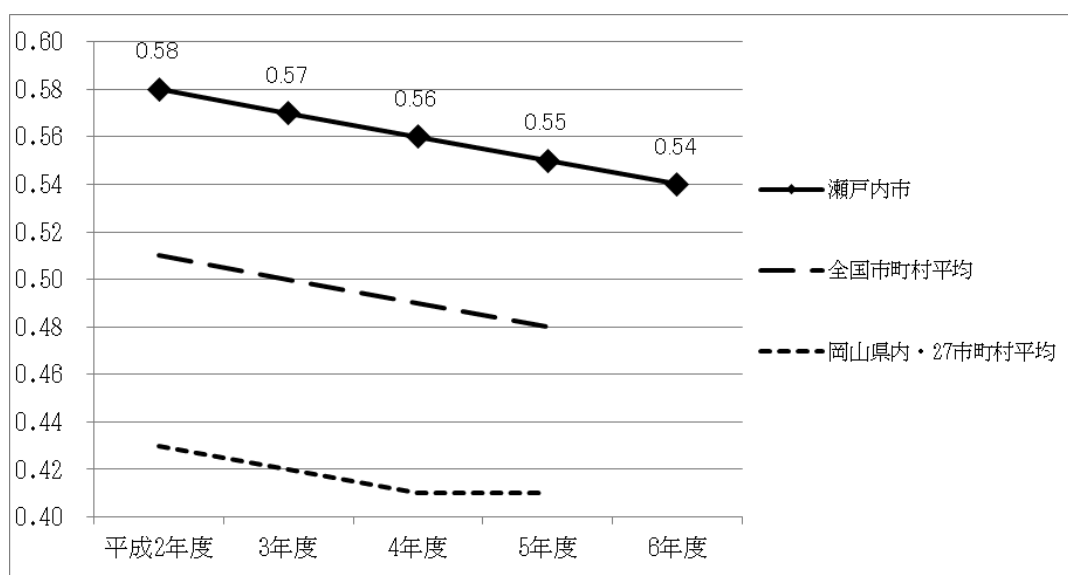
区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌年度へ繰り 越すべき財源	実 質 収 支
一 般 会 計	25,586,321,571	24,845,091,814	741,229,757	117,191,500	624,038,257
特 別 会 計 合 計	10,219,532,346	10,055,663,383	163,868,963	0	163,868,963
国民健康保険特別会計	3,966,488,682	3,952,338,078	14,150,604	—	14,150,604
国民健康保険診療施設 兼掛診療所特別会計	15,313,908	15,113,586	200,322	—	200,322
介護保険特別会計	4,535,976,420	4,442,236,432	93,739,988	—	93,739,988
後期高齢者医療 特別会計	749,328,566	748,997,345	331,221	—	331,221
土地開発事業特別会計	45,639,433	339,225	45,300,208	—	45,300,208
企業団地造成事業 特別会計	906,785,337	896,638,717	10,146,620	—	10,146,620
総 計	35,805,853,917	34,900,755,197	905,098,720	117,191,500	787,907,220

表3 予算に対する執行率

(単位:円、%)

区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	27,242,278,960	93.9	91.2
特 別 会 計 合 計	10,880,229,000	93.9	92.4
総 計	38,122,507,960	93.9	91.5

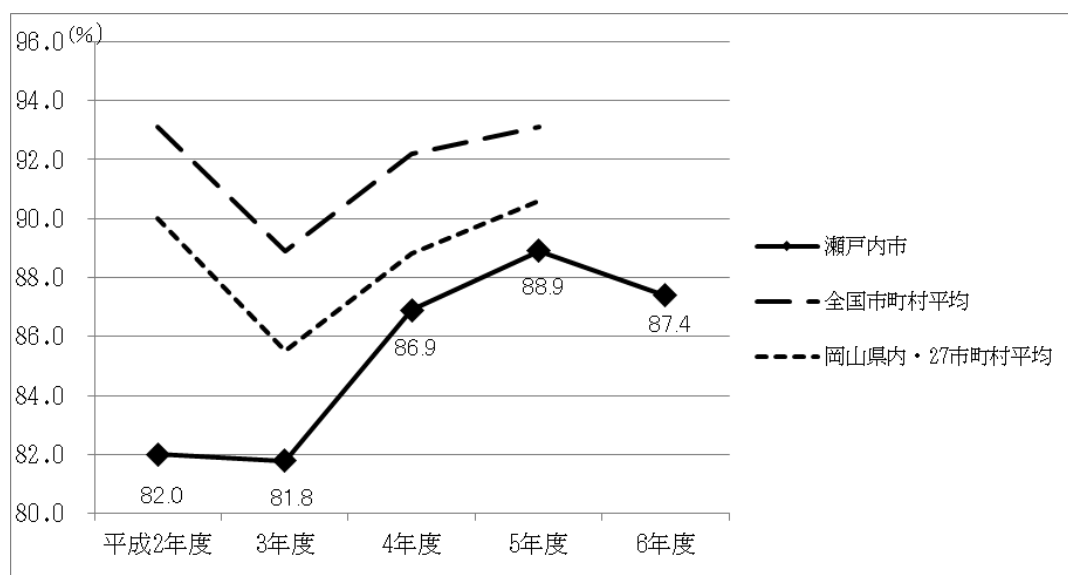
図1 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和6年度のお市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和6年度のお市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。